

1. 件 名：東北電力株式会社東通原子力発電所及び女川原子力発電所の平時の周辺住民への情報提供について

2. 日 時：令和5年12月7日 13:30～14:25

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、嶋崎専門官、澤村専門官、酒井専門職  
東北電力株式会社

本店 原子力本部 原子力防災・防護 課長（原子力防災担当）他3名

5. 要 旨

東北電力株式会社から、同社東通原子力発電所、女川原子力発電所の各原子力事業者防災業務計画に定める平常時の周辺住民への情報提供について、資料を用いつつ、①放射性物質及び放射線の特性、②原子力発電所の概要、③原子力災害とその特殊性、④原子力防災への取り組み、⑤施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方に関し、以下を実施したとの説明があった。

- ・訪問活動、発電所見学・視察による情報提供
- ・ホームページ、広報誌等による情報提供

原子力規制庁から、前回の面談（令和5年4月）において「⑤施設の状況に応じた緊急事態の考え方」に関し積極的な住民広報を図るようコメントした件について、その後の対応状況を質問した結果、まだ限定的な対応に留まっていることが分かった。東北電力株式会社は、訪問活動での住民説明においては、原子力発電所の安全対策状況を中心としており、PAZ・UPZや住民避難計画に係る周知については、説明の要請があった説明会の場に限っていたことから、原子力規制庁から改めて「⑤施設の状況に応じた緊急事態の考え方」についても平素の住民広報の中で積極的に周知を図るよう伝えた。東北電力株式会社から、効果的に実施できるように検討する旨回答があった。

なお、東北電力株式会社から12月14日、「⑤施設の状況に応じた緊急事態の考え方」に係る住民広報の実績について追記した資料1の再提出があった。

6. その他

配布資料（再提出資料）：

資料1 「平常時の広報活動」に係る活動の取り組み事例について  
(2023年12月7日 東北電力株式会社)